

令和6年度 第2回いの町子ども・子育て会議議事録

1. 日時 令和6年11月21日(木) 19:00~

2. 場所 本庁舎 いのホール

3. 出席者

委員：井上美佐子、石川正康、岡林沙織、倉繁迪、上妻智子、才賀敬、中野登志子、西内景介、
宮田幸子、小泉清人、吉松美奈子、坂本弥生

(欠席者 山崎水南実、吉門美之)

事務局：教育委員会 黒瀬教育長、宮脇次長、澁谷補佐兼幼保支援係長、有澤生涯学習係長、谷本、
藤原、本川教育事務所 山中所長、ほけん福祉課 戸梶補佐、大川補佐

傍聴者：2名

会長：令和6年度第2回いの町子ども・子育て会議を開催いたします。いの町子ども・子育て会議設置条例第6条第2項により、委員過半数が出席し会議が成立となります。本日は委員14名中12名出席しているため会議は成立しています。傍聴される方が2名いらっしゃいますが許可してよろしいでしょうか。傍聴は許可されました。今日の会議は大体1時間程度を予定しています。皆様の協力の下、進行していきます。

第3期いの町子ども・子育て支援事業計画について、各章概要説明について事務局からお願いします。

事務局：資料を確認します。事前配付資料は「第3期いの町子ども・子育て支援事業計画(素案)」、「第2期いの町子ども・子育て支援事業計画」、本日の配付資料は「第2回いの町子ども・子育て会議次第」、「第4章子ども・子育て支援事業の展開」、C委員作成の資料です。

それでは、「第3期いの町子ども・子育て支援事業計画(素案)」を説明します。第3章までは前回会議で説明したので省略しますが、変更点だけお伝えします。

6ページ、第1回子ども・子育て会議で第2章の子ども・子育てに関する現状について地区別に記載してはどうかというご意見をいただき、伊野地区、吾北地区、本川地区に分けて人口の推移を追加しています。

28ページ、ニーズ調査の自由記述欄を追加しています。

32ページ、ニーズ調査から見えた課題のまとめを記載しています。「課題1 子育て支援の質の向上」には、ニーズ調査によると安心して外遊びができる場所や見守りをする人といった地域資源が求められているため、そういったニーズに答えていく必要があることや、保育士不足により入園保留となるケースもあるので、保育環境の改善を図ることで保育士の離職を防ぎ、保育士を確保することにより質の高い保育の提供をおこなっていくことが必要であること、「こども家庭センター」の設置による子育て支援の質の向上により、子育てしやすいまちづくりが必要であることを記載しています。

「課題2 仕事と子育ての両立支援」には、仕事と子育ての両立が子育て家庭にとって課題となっているので、自治体をはじめ企業や地域社会の支援が不可欠であることや、家庭教育への支援をおこなうことで親が自信を持って子育てに取り組めるまちづくりが必要であることを記載しています。

「課題3 子育て情報へのアクセシビリティ強化」には、情報社会においては情報の入手しやすさが課題となるため、ウェブサイトや SNS を活用して必要な情報にアクセスしやすいまちづくりが重要であることを記載しています。

33 ページ、「1 計画の基本理念」には教育委員会が取組を進めている「令和の教育ビジョン」、計画に込める思いを記載し、理念として「ゆたかな自然に生まれ やっぱりみんなあいのがすき！～安心子育てのまち・いの町～」をご提案しています。

37 ページからが骨子案から新しく追加した章です。本日配付した「第4章 子ども・子育て支援事業の展開」をご覧ください。素案の 38 ページに「2 教育・保育の提供体制の確保及び実施時期等」が入る予定でしたが、落丁していたので本日、資料として配付しました。「教育」の①見込量は過去の利用実績や児童数の推計等を勘案し、令和7～11年度の見込数を記載しています。②、③は広域利用の見込数を記載しています。確保方策には、町内の幼稚園と認定こども園、1号認定の認可定員の合計を記載しています。

「保育」の①見込量には教育の見込量と同じく過去の利用実績や児童数の推計等を勘案し、令和7～11年度の見込数を記載しています。②、③は広域利用の見込数を記載しています。⑤確保方策には町内の保育園、認定こども園、家庭的保育事業所「あんずのぼっけ」、認可外保育施設として本川へき地保育園の2、3号認定を年齢別に記載しています。

本日配付資料の 40 ページ、「3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び実施時期等」です。子ども・子育て支援計画によって検討が必要となる 13 事業と、令和6年の子ども・子育て支援法の改正により新たに追加された6事業の提供体制について、順番にご説明します。

「(1) 時間外保育事業」は、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育園等で保育を実施する事業です。開所時間 11 時間を超えて保育をおこなうことが実施要件となり、町内では伊野保育園、あいの保育園、神谷保育園でおこなっています。量の見込は過去の実績を基に算出しています。確保の内容は見込量を考慮し、伊野保育園 100 人、あいの保育園 100 人、神谷保育園 10 人の合計 210 人で計上しています。

事務局：素案の 39 ページ、「(2) 放課後児童健全育成事業」は、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。町内では8クラブが開所しており、うち6クラブは直営、2クラブは保護者に運営を委託しています。見込量は第2期における5年間において入会者数が年々増加傾向にあることを踏まえ、第3期の5年間においても同様に増加するものとして算出しています。

事務局：41 ページ、「(3) 子育て短期支援事業」は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護をおこなう事業です。直近の利用状況から見込量を出しています。過去の内容は、町内6か所の児童養護施設等と委託契約をしています。

事務局：「(4) 地域子育て支援拠点事業」は、妊婦や乳幼児及びその保護者が相互の交流をおこなう場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、子育てに関する講習等の開催等の取組をおこなう事業です。いの町では総合健康センター内に「ぐりぐらひろば」を開設しています。見込量は、

児童数の推計やニーズ調査の利用意向率などを勘案して見込んでいます。1日平均18～20人程度の見込となります。確保の内容は1日の定員40人に月の開所日数21日を掛けて算出しています。

「(5-1)一時預かり事業(幼稚園の預かり保育)」は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼稚園在園児について、教育時間後に当該幼稚園において一時的に預かる事業です。令和4年度から伊野幼稚園で実施しています。共働き家庭の児童が入園したときには利用が増えるため、年によって変動することが見込まれますが、見込量には平均として1日に1～2人程度の利用見込みで計上しています。確保の内容には、一時預かりに配置できる職員の量数を勘案し、1日20人程度の受け入れが可能となっていますので、最大値で記載しています。

「(5-2)一時預かり事業(幼稚園以外による一時預かり)」は、日中に家庭での保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等で一時的に預かる事業です。町内ではあいの保育園、認定こども園えだがわでおこなっています。見込量はえだがわで延べ800人、あいの保育園で延べ200人、合計1,000人を見込んでいます。確保の内容はえだがわの定員20人とあいの定員5人を足したものに開所日数240日を掛けて6,000人を計上しています。

「(6)病児・病後児保育事業」は、病気のお子さんを病院・保育所等に設置された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育をおこなう事業です。いの町では令和3年度から総合健康センター内に病後児保育施設「そらいろ」を開設しました。病児保育事業は実施していないため、見込量と確保の内容は病児と病後児に分けて記載することにしました。病児保育の見込量はニーズ等を勘案し月10人を見込としています。病後児保育の見込量は現在年間8人程度で推移していますが、今後のニーズが高まることを予測し、月3人を見込としています。確保の内容については、定員3人に開所日数240日を掛けて720人を計上しています。

事務局：45ページ、「(7)ファミリー・サポート・センター事業」は、子育てをお手伝いしてほしい「依頼会員」と子育てのお手伝いをしたい「提供会員」が会員となって、地域において助け合う会員制の有償ボランティアによる事業です。近年の少子化傾向を考慮して、見込量を出しています。確保の内容は見込量に応じたものとしています。令和6年4月現在の会員数は提供会員41人、依頼会員119人、両方会員が4人の合計164人となっています。

事務局：46ページ、「(8)妊婦健診事業」は、妊婦の健康の保持増進を図るため、妊婦健診を実施する事業です。母子健康手帳の交付者等に対し、最大14回までの健康診査をおこなうものです。見込量はこれまでの実績ベースで試算し、確保の内容も見込量と同数としています。

「(9)乳児家庭全戸訪問事業」は、生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師が訪問して、様々な相談に応じることや、養育環境等の把握をおこなう事業です。見込量はいの町の人口推計の0歳児の人数としています。訪問率100%で、全ての家庭に訪問することとしています。確保の内容も見込量と同数としています。

47ページ、「(10-1)養育支援訪問事業」は、養育支援が特に必要な家庭に保健師と助産師が訪問し、養育に関する指導や助言などをおこない、その家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。今後の見込量はこれまでの実績ベースで試算し、確保の内容も見込量と同数としています。

事務局：「(10-2)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」は、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整担当職員や構成機関員の専門性強化及び構成機関間の連携強化を図るた

めの取組を実施する事業です。要保護児童対策地域協議会は虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、児童福祉法に基づき地方公共団体が設置する保健機関や児童相談所、民事協や警察で構成された協議会です。要対協の代表者会や実務者会等の会議や、関係機関との調整をおこない、要保護児童の早期発見や適切な保護、対応に努めていきます。

事務局：48 ページの、「(11) 利用者支援事業」は、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的相談支援や関係機関との連絡調整等を実施する事業です。令和7年度にすこやかセンターにこども家庭センターを開設することとしており、見込量と確保の内容はこども家庭センター1ヶ所を計上しています。

事務局：「(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業」は、教育・保育施設が実費徴収等の上乗せ徴収をおこなう際、実費負担の部分について町が一部を助成する事業です。実費負担の部分については、教材費や遠足のバス代などがあります。幼児教育・保育の無償化による3歳以上児の副食費について、国は徴収することとしていますが、いの町は完全無償化としており、保護者の皆様の経済的負担軽減を図っているところですので、現段階ではこの事業の実施予定はありません。

「(13) 多様な主体が参画することを促進するための事業」は、保育の受け皿拡大のために新規参入事業者に対する相談・助言等の巡回支援をおこなったり、私立認定こども園における加配保育士の配置を促進したりする事業です。現在、該当の事業所や町内に私立認定こども園がないことから、現段階ではこの事業の実施予定はありません。

事務局：49 ページ、「(14) 産後ケア事業」はこの計画から新たに載せる事業で、出産後のお母さんが笑顔で安心して育児ができるように助産師などの専門職がお母さん一人一人の悩みに応じて育児指導やアドバイスなどの支援をおこなう事業です。対象は産後1年未満の母子です。見込量はいの町の人口推計の0歳児の人数で、確保の内容も見込量と同数です。

「(15) 子育て世帯訪問支援事業」は、本年4月に改正児童福祉法が施行され、法的に位置づけられた新しい事業です。事業としては家事・育児に不安を抱える家庭の居宅を支援員が訪問し、悩みを傾聴し、家事・育児の支援を実施する事業です。見込量は10人とし、今後事業の実施等を検討していきたいところです。

50 ページ、「(16) 児童育成支援拠点事業」も新規事業で、虐待リスクが高い家庭や不登校児など、養育環境の課題を抱える主に学童期の児童を対象とし、居場所となる拠点を開設して児童の生活の場を与えるとともに、保護者への相談等をおこなう事業です。先ほどの子育て世帯訪問支援事業は訪問による生活の支援で、本事業は学校や家以外の子どもの居場所支援となります。見込量は10人とし、今後事業の実施を検討していきたいところです。

「(17) 親子関係形成支援事業」も新規事業で、親子関係の構築に向けた支援です。子どもとの関わり方などに不安を抱えている保護者とその児童に対し、講義やグループワークなどの手法で子どもの褒め方や子どもの行動の理解、子どもの成長に応じた関係性や関わり方などを学ぶ支援プログラムを実施します。見込量は30人とし、今後事業の実施を検討していきたいと思っています。

事務局：「(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」は、保育所等に通園していない0歳6か月から2歳までの未就園児に、月一定時間の通園給付をおこなう事業です。令和7年度は地域

子ども・子育て支援事業として実施し、令和8年度から本格実施となりますので、子どものための教育・保育給付制度となる予定です。見込量は国の示す算出式である0歳6か月から2歳の未就園児数の見込に一月当たりの受入時間数10時間を掛けて、定員1人当たりの受入可能時間数176時間で割った人数を計上しています。確保の内容は令和7年度に試行的に1園で実施を考えていますので定員2人、令和8年度以降は順次受入可能施設を増やしていく予定です。見込量と同数の確保内容としています。

事務局：「(19) 妊婦等包括相談支援事業」は、令和7年4月からの新たな事業です。本事業は妊婦やその配偶者に対して母子保健や子育てに関する情報提供、相談などを保健師が面談等をおこない、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型相談支援をおこなう事業です。見込量は市の人口推計の0歳児の人数を妊婦の人数として見込んでいます。確保の内容も見込量と同数としています。

事務局：52ページ、「3 子ども・子育て支援事業の推進体制の確保」について記載しています。第2期計画では令和元年の幼児教育・保育の無償化に関することが主な記載内容となっていました。第3期計画では「(1) 幼児教育・保育の一体的提供及び推進」と「(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保」に加え、こども家庭センターによる育休産休中の保護者への子育て等に関する情報提供や相談支援の推進、児童虐待への対応、仕事と家庭の両立支援等の内容を新たに追加しています。

54ページ、「第5章 子ども・子育て支援施策の充実」について記載しています。「1 地域全体で子育てする環境づくり」から71ページの「5 子どもが安全に過ごせるための環境づくり」までは、34、35ページの計画の基本目標と合致しています。基本目標を達成するためにどういった支援が必要か、どういった支援をおこなっていくか、主な実施内容について記載しています。ここに子育てコラムを挿入し、こども家庭センターやぐりぐらひろばの紹介などをおこないたいと思っています。76ページ、「第6章 推進体制」には計画の推進体制や進捗管理等について記載しています。第2期計画から文言の修正はありません。最後のページには「資料編」として「いの町子ども・子育て会議設置条例」や「子ども・子育て会議委員名簿」を掲載する予定です。

会長：傍聴の方、資料は後ほど回収させていただきます。ただ今の説明について質問やご意見があればお願いします。

E 委員：47ページ、「(10-1) 養育支援訪問事業」に「養育支援が特に必要な家庭」とありますが、具体的にどのような家庭を想定しているのか、そういう家庭があったときに園からも投げかけられるように教えてください。

51ページ、「(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」は令和7年度から1園のみで実施となっていますが、この1園では制度が実施されるのですか。

事務局：養育支援訪問事業の特に支援が必要な家庭というのは、主に若い年齢で出産された方や、身近にサポートを受ける人がいない方、新生児訪問で家庭環境に気になる点がある家庭などで、保健師がアセスメントして助産師と訪問しています。

事務局：「こども誰でも通園制度」の令和7年度の試行的実施については、家庭的保育事業所「あんのぼっけ」で余裕活動型の事業を実施予定です。

会長：だいが新規事業も増えているようですが、気になる点はありませんか。

A 委員：「こども誰でも通園制度」は都心部では人気の制度ですが、見込量が少ないように思います。今後、人数が変動することはあるのですか。

事務局：いの町は低年齢児からの入園が割と多い関係で、少なめの数字になっています。事業を実施してみて計画値の見直しをすることはあり得ると思います。

会長：50 ページ、「(16) 児童育成支援拠点事業」について、どのような場所で実施する予定なのか教えてください。

事務局：この事業はまだ具体的な検討に入れていない状況です。学校や家以外の居場所の支援となるので、例えばこども食堂のようなところで食事の提供や学習の支援などが考えられます。これから事業が実施できるか、直営でできなければ委託先の検討など、これからの課題となっています。

B 委員：見込量と確保の内容とありますが、確保の内容とは具体的にどういうことですか。

事務局：見込量が需要とすると、確保の内容は供給可能な数値です。

B 委員：計画としてはとても素晴らしいと思いますが、これが実際におこなわれるとすると必ず人が必要です。保育園はどこも保育士が足りておらず、非常に重労働ですので辞める方も多いです。これらの事業を実際に実施するにはどのくらいの人数が需要で、どのような手段で確保するかという案が示されていません。保育士の低賃金の改善も必要です。具体的な案がないとできないと思います。

事務局：新しい事業である「こども誰でも通園制度」については、委員がおっしゃるように新たな人員が必要になります。令和8年度からは2園で実施予定ですので、正職の保育士の配置を要求しており、来年度、1名の増員を確保しています。再来年以降については、人事部局と協議しながら進めていきます。

B 委員：来年1名確保ということですが、現在、どれくらい足りていないかということですが。定員は足りているはずですが、保育園については注意しなければいけないことが今すごく増えています。1対1の加配が必要と思われる子もいますが、1対1は無理だから2人に1人という形で対応しているところも幾つもあります。現段階でも充足しているとはとても思えないので、現段階できちっと充足される方法を先に取ってからでないと、レンガをきちっと詰まらずに次々と歩くと崩れるのではないかと思います。余裕を持つくらい的人员配置をしないと、今、保育士も保健師も大変だと思

います。現状を検証することも必要ではないでしょうか。来年1名の確保だけでは追いつかないと思います。ハローワークに出されているというのは聞きますが、応募者がなかなかいないようです。放課後児童クラブのお母さん方に話を聞くと、決して十分な対応はできていません。

事務局：貴重なご意見ありがとうございます。事務局としても、来年度の正職員に関しては1名増員、正職の人数はどうしても条例上の枠があり、保育士が不足していることはもちろん認識していますので、せいっぱい確保していきたいと思っています。会計年度任用職員もあらゆる手段で、ハローワークや学校などでPRさせていただいています。十分足りていないという状況ですが、やることはやっていきたいと思っています。差別化を図るために給料面をもう少し上げるなど、今後検討していかなければいけない課題だと思っています。職員を確保できる範囲内で可能な事業はせいっぱい実施しています。新たな計画を幾つか立案していますが、こういった計画も目指す目標としては掲げておきたいです。人材が確保できればそういったところもやっていきたいと考えています。

D 委員：39 ページ、「～放課後児童対策の推進～」に放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進しますと書いているのですが、具体的にどのように連携するのでしょうか。

事務局：基本的には子どもの情報の共有を想定しています。

D 委員：放課後子ども教室に申し込んでいる子どもと児童クラブにいる子の顔と名前を2か所間で連携して共有するということですか。誰が共有するのですか。

事務局：放課後の居場所の確保ということで、放課後児童クラブと放課後子ども教室が想定されています。放課後児童クラブは8施設、放課後子ども教室は学校の教室等で宿題などをすることになっていて、支援員がそれぞれ違うので、子どもの情報を連携して共有して安全の確保に努めるということですか。

D 委員：片方しか利用していない子どももいますが、両方利用している児童についての情報を共有するということですか。

事務局：放課後子ども教室は神谷と長沢の2か所で開催していて、それ以外は児童クラブです。制度が違うので、連携して子どもにより良い放課後の過ごし方を提供するよということになるとと思いますが、詳細を確認して次回の子ども・子育て会議でお返しします。

E 委員：32 ページ、課題1の2段落目に「保育士の配置基準の見直し」とありますが、国の動向などもあると思いますが、いの町として具体的にいつまでにどのような内容で見直すか見通しがあれば教えていただきたいです。

事務局：今年度、3～5歳の配置基準について国の見直しがあり、3歳児は20対1から15対1、4～5歳児は30対1から25対1となっています。国からの通知はまだありませんが、こども未来

戦略において7年度以降に1歳児についても基準の見直しをおこなうこととされています。

E委員：いの町が独自にそれ以上、それ以下の施策を取ることはなく、基本的に国の基準に沿って実施するということですか。

事務局：従うべき基準ですので、下回ることはできません。基本的には国の基準とおりに実施すると思います。

会長：ほかに質問はありませんか。それではC委員、お願いします。皆様に資料が行き渡っていると思います。

C委員：国が後出しじゃんけんをしていると思います。こども家庭庁がきちんと記載したものを出したのが10月30日です。こども誰でも通園制度は高知市が実施していますが、報告が出ていないのに方針に書けというのはおかしいと思います。

保育者の確保政策について、いの町で一番困っているのは放課後こども会の対応です。昨年12月に出された新聞で20名が出ていなかったということで、資料2ページを見ていただくと、「本計画は、上位計画であるいの町振興計画①、いの町地域福祉計画②やその他関連計画を考慮して策定しています。計画の位置づけには、令和6年4月に策定されたいの町重層的支援体制整備事業実施計画③を新しく位置づけしております」とあります。実際に資料を見ると、今の子育て支援の会議のほうが決画的に実施しているのではないかと自分では思っています。地域の中では本川地区が出生率ゼロというのはすごく心が痛みます。一番困っているのは吾北で、すごく停滞した人数で平均的にやっています。だけど、いの町はこんなに変わっています。

25ページに提案していますが、計画については大体このような形で、いの町は需要の根拠を示してほしいです。以前、公文書公開条例の3点出しましたが、2点落ちました。市町村別でなく小学校別に次世代の子どもの年齢を0～4、4～10、10～14の3段階に分けて人数を把握しないと、需要量の徹底がしにくいことと、小学校の入学児童数、保育園・幼稚園の卒業児童数を勘案しなければいけないというのが1点です。もう1つは、地域別の状況でいの町はどのような位置にあるのか、褒められたことを論拠にしてやるべき課題で、いの町全体でどうかということが問題があります。その点についてあとで根拠をお願いしたいです。

教育長をお願いしたいのは、今回の実施の中で、時間短縮のための資料を事前に出してほしいと言われたので私は提出しました。前回と今年の差の書面を84ページにわたって提出しました。その中で、前回、不行き届きがあり、時間を短くするようと言われたので、この問題についての答弁をお願いしたいです。

事務局：従業地、通学地別人口についての質問ですか。

C委員：25ページの1番と2番について回答してください。

事務局：「保育需要に影響しない根拠」について、影響しないとは思っておりませんが、どの程度影響するかという根拠も持っていないので、数値的に表すのは難しいです。

C 委員：影響するという根拠を私が説明して、2年度の国勢調査の分布を調べ、子ども・子育て人口を調べてこの質問を出しています。

事務局：影響しないことはないという回答です。

C 委員：その理由は何ですか。

事務局：影響しないことはないというのは、することもあるということです。

C 委員：影響するというなら、どのような点で影響するのですか。

事務局：それはC委員がお調べになったということなので一番ご存じなのでは。

C 委員：だから、その点を出したのです。そうしたら人数を増やさなければいけないし、保健の負担が増えているから人数を確保しなければいけません。27ページを見ていただくと、4、5歳の3～5というのは何か意味が分かりません。16日にメールしています。

事務局：認可定員の設定に当たっては、0歳、1～2歳、3～5歳で設定していますので、このような記載になっています。

C 委員：合計も3～5なのですか。

事務局：例えば、2歳児のところに「1～2」と書いていますが、1歳児の定員のところに書いている数字が「1～2歳の定員」ということになります。各園の小計も1～2歳の定員の合計を書いています。3～5歳児では、3歳児のところに3～5歳児の定員を書いています。

事務局：「伊野幼稚園の対策」、「入園保留」、「保育士不足の具体的対応」などについてどこに反映しているのかというご質問ですが、計画には個別の施設の状況については記載していません。入園保留、保育士不足への対応については素案の32ページの課題1、52ページの(1)で記載しています。施設の改築計画については、長寿命化計画や振興計画・実施計画に基づき進んでいくものですので、子ども・子育て支援事業計画には記載していません。「こども誰でも通園制度」は子ども・子育て支援事業で紹介しました。国の「保育士配置基準」については32ページの課題1で記載しています。

事務局：C委員やB委員がおっしゃるように、この計画を推進するに当たって人材の確保が一番大事なことは分かっています。計画上は、52ページの「人材の確保に努めます」という一文でしかありませんが、施策を推進する上ではあらゆる手段を使って人材を確保していきたいという思いで原案を作っています。

C 委員：そういうことを言うと予想していました。去年と比べて、今回は会計年度職員の方がだいぶ入って、この表で見ると待機児童はなかったけれども、昨年の 20 名の方が育休継続になっているのです。本来は育休継続ではないのではないのでしょうか。ある保育学校に確認したところ、いの町の募集要項が全体の中のたった 2 枚で、そのうち 1 枚は会計年度職員の募集事項でした。高知市もそうですが、人数が足りないとしたら、子ども・子育てだけでなく、放課後児童会の支援員も含めていの町の情報誌に別枠でチラシを入れ込んではどうでしょうか。時給が最低基準の 952 円で、午後からの勤務は休憩なしと書いていますが、これでは応募が来ません。いの町でこんなことをやっているというのを町民に知らせて募集をかけるべきです。ぐりぐらひろばのチラシのように、「こんなことをやっているの協力して一緒に育てましょう」というのがいの町の趣旨ではないですか。いののハローワークに出すだけが手ではないと思います。実際にやっていたという話は聞いていますので、それを広げて活動することに、いの町の子どもをみんなで育てようという意味があるのではないかと思います。いの町の「支え合い 助け合い 地域の絆 力を合わせてつながり合おう」という、「みんなでつくっていこうよ いのの町」、これは良いテーマだと思います。だけど、具体性を出してほしいと思っています。いのの幼稚園も瀕死になっています。守り育てていくというアイデアをなぜみんなで審議しないのですか。

会長：ありがとうございます。事務局もこれから続けて協議していただいて、今日の意見を参考に進めていきたいと思っています。ほかにご意見はありませんか。それでは、事務局からその他についてお願いします。

事務局：今後のスケジュールですが、12月6日から12月27日までパブリックコメントを実施します。

C 委員：原案では未定稿と書いています。未定稿をパブリックコメントにかけるのですか。文章が確立していないと思うので、パブリックコメントは難しいと思います。

事務局：初めの会でも申し上げましたが、子ども・子育て会議は今年度3回を予定しています。まず骨子案を第1回目でご提案し、今日は2回目の会議で素案を提案しています。3回目が計画案を提案して承認をいただく形になりますので、今日いただいたご意見を基に素案を完成させてパブリックコメントにかけます。

C 委員：今までは計画案を作成し、承認されてからパブリックコメントという形を取っていると思います。子育て会議の条例などは別にして、ほかの部分についても一度審議してからパブリックコメントをするなら確かです。サブテーマが変わっているのです。「ぷっくりハート」について審議されていません。パブリックコメントのあとで会議をするのですか。

事務局：パブリックコメントのあとで計画案を作成して、それを子ども・子育て会議でお諮りさせていただきます。

事務局：今回、いただいたご意見を集約して修正、肉付けし、ほぼ完成形をパブリックコメントにか

けます。そこで出たご意見を見ながら3回目の会議で皆さんにお諮りし、いただいたご意見を基に最終案を作成する予定です。

C委員：「ぷっくりハート」の部分は変わるのですね。

事務局：過去の事業ということもあり、そういうものを修正しようとしています。第2期計画の中でも1ページ取っていて、不自然だったと思います。事務局としてはカットして、サブタイトルも変更させてほしいです。

C委員：それについてのコメントがありませんでした。

事務局：ご意見をいただきましたが、事務局の方針をご了承いただきたいです。

C委員：2、3期のデータをそろえて事務局に提出しているはずです。ぷっくりハートについて報告してほしかったです。

会長：そのように事務局に進めていただくということによろしいですか。ほかに意見はありませんか。

事務局：パブリックコメントは12月広報とホームページで周知します。ご意見があった場合、内容を検討して計画案を作成し、次回の子ども・子育て会議で承認をいただく流れになります。次回の子ども・子育て会議は2月上旬ごろを目標に計画案の作成を進めます。

会長：それではこれで第2回いの町子ども・子育て会議を終了します。